

海外調査の報告

2023年2月

日本弁護士連合会

調査対象の国及び地域

- フランス共和国
- ドイツ連邦共和国
- グレートブリテン及びアイルランド連合王国
（イングランド及びウェールズ）
- アメリカ合衆国（連邦及びカリフォルニア州）

概要

- 調査内容：裁判所による民事判決情報の公開状況、裁判所から全民事判決情報を取得する機関・団体の有無及び当該機関団体による第三者への提供の状況について調査
- 調査の方法：各国の政府機関、弁護士会等に書面にて照会
フランスは宮田晶子弁護士（国際室研究員）
英国・米国は国際室嘱託による調査
- 回答者：ドイツ連邦弁護士会（B R A K）
- 照会者：日本弁護士連合会（国際室）

	フランス	ドイツ	英国	米国・連邦	米国・カルフォルニア州
民事判決の公開	○	○	○	○	
裁判所ウェブサイトにおける全件公開	× 一部である	× 一部である	× 一部である	× 一部である	
仮名処理	○	○	一部事件のみ	一部事件のみ	
全判決を取得する機関・団体	△ legifrance	△ 司法ポータルサイト	△ National Archives	該当無し	
取得費用	無償	行政機関による運営サイトは無償、民間は不明	無償と推測される	該当無し	
利用者	一般国民	一般国民	一般国民	一般国民	
利用料	無償	無償	無償と推測される	裁判所等による無償提供もあるが有償の民間サービスが大幅に発達	
法令上の根拠	あり	なし	あり	包括的な法令上の根拠あり	
仮名処理	裁判所の決定がある場合 法令上の制限がある場合、実施	裁判所による	法令上の制限がある場合及び裁判所の判断により実施	裁判所の判断で実施（判例法理）	少なくとも法令上の制限がある場合には実施

- 裁判所からオンラインで開示される民事判決情報は全件か一部か。

フランス	一部である。
ドイツ	実際に公表されているのは、裁判所の決定総数のうちのごく一部にとどまり、裁判所や審級により大きく異なっている。
英国	一部である。最高裁と貴族院のみである。
米国（連邦・カルフォルニア州）	<p>一部である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連邦最高裁判所判例 連邦議会のウェブサイト”Library of Congress”…1754年～2012年の連邦最高裁判例（United States Reports＝公式判例集掲載の判例）を掲載 それ以外の連邦最高裁判所判例…Library of Congressのウェブサイトに、Google Scholar、Justia、FindLaw、Caselaw Access Project等の個別の民間サイトを利用して調査可能である旨の記載がある。 ●上記以外の連邦裁判所判例 米国連邦政府のウェブサイトGovInfoで一部が公開されている。 ●カリフォルニア州の州最高裁の判例 州裁判所のウェブサイトで公開されている。公式判例集への登載は全件だが、オンラインでの公開が全件なのかは不明。 ●カリフォルニア州控訴審裁判所の判例 州裁判所のウェブサイトで一部が公開されている。

- 裁判所からオンラインで開示される民事判決情報のプライベート情報については仮名化処理が行われているか。

フランス	判決に機密または個人データが含まれている場合には隠蔽または匿名化するよう定められている。(第1条, 第2条, 第4条「2020年デクレ」, 第1条「2021年デクレ」) 例えば、政府の審議の秘密、国防または国家安全保障の秘密などを損なう文書である場合(CRPA 第 L. 311-5 条), プライバシーの保護, 医療上の秘密および営業上の秘密, 自然人に対する評価または価値判断に関する場合、または人の行動を明らかにする場合(CRPA 第 L. 311-6 条, 第 33 条「2019年法」)がある。
ドイツ	データ保護規制によって、機微情報は公表される決定から除外されている。原告、被告という語が用いられている。
英国	行われている。なお、英国では個人情報の保護義務が裁判所には及ばないとされている。
米国	裁判所、民間に限らず、連邦判例、カリフォルニア州判例とも、多くは仮名処理がされずに公開されているが、仮名処理されているものもある。 少なくとも州レベルでは、多くの州で、非公開についてのルールがある。

- 審級や事件類型を問わず、全ての民事判決情報（人事訴訟判決は除く。）を裁判所から取得する機関・団体はあるか。

⇒いずれも無し

フランス	Legifrance (https://www.legifrance.gouv.fr) フランス政府が開設したデータベースウェブサイトであり、行政サービスの一環として、法令情報、官報などと同様に判決情報を公開している。
ドイツ	連邦法務省と地方法務局の共同の司法ポータルサイトがあり、できる限り多くの判決の収集を目的をしている。
英国	<ul style="list-style-type: none"> • The National Archives (https://caselaw.nationalarchives.gov.uk/) (全件ではない。2022年に判決情報の開示を本格開始。国の機関。) • British and Irish Legal Information Institute (BILII) (全件ではない。会社の形式であるが判決情報の公開について公的な役割を担っている。)
米国	ハーバード・ロースクールが、同ロースクールの図書館の蔵書である4万冊の公判例集をスキャンし無料公開するプロジェクト“Caselaw Access Project”を進行させている。

• 裁判所から民事判決情報を取得する機関・団体ある場合の名称は何か。

フランス	民間企業（LexisNexis や Dalloz, その他多くの法律系スタートアップ企業）がオープンデータとして公開されている判例情報を利用している。
ドイツ	司法ポータルサイトの他、最も知られている無料のデータベースは、OpenJurがある。最大の有料のデータベースとしては、Jurisがあり、運営者は法的には有限責任会社である。
英国	<ul style="list-style-type: none"> • The National Archives (https://caselaw.nationalarchives.gov.uk/) （全件ではない。2022年に判決情報の開示を本格開始。国の機関。） • British and Irish Legal Information Institute (BILII) （全件ではない。会社の形式であるが判決情報の公開について公的な役割を担っている。）
米国	<ul style="list-style-type: none"> ●無料 民間事業者トムソン・ロイター FindLawのサイトで判例の無料公開を行っている。 https://caselaw.findlaw.com/ ●有料 Lexis Nexis及びWestlaw等の業者による有料の公開は広く浸透しており公式判例集に登載されていない判例も、これらの業者のサービスでは閲覧できるとされている。もっとも、これらの業者が判決の全件を搭載している旨の情報は見当たらない。

ドイツにおける仮名化処理について

- データ保護規制により、機微情報は公表される決定から除外されている。原告、被告という語が用いられている。
- 判決の公表方法に関する統一的な義務や規制はない。
- 匿名化をどのように行っているかについても、連邦州によって異なる。同じ地方の裁判所においても実務運用が異なっていることもある。
- 決定を公表するかどうか、また、どのような形式で公表するかは、裁判官自身が決定する。但し、裁判官は裁判所の決定を匿名化することについては、非常に注意深く行っている。

ドイツにおける仮名化処理について

- 関係当事者のフルネームが記載されていることはほとんどない。
その他の詳細についても多くがチェックされ、通常は匿名化されている。
例えば、ニーダーザクセン州（Lower Saxony）では、
実名／法人名、法人の代表者名、地名、生年月日、行政当局のファイル番号、
労働組合または非営利団体の場所、通りの名称、団体名まで匿名化されている。
- 裁判官が自ら匿名化を行うこともあるが、多くの場合は裁判所の職員によって裁判所の決定が匿名化されている。図書館スタッフや報道担当官がこの作業を行う裁判所もある。
ヘッセン（Hessen）地方の裁判所では、匿名化を集中的に行う文書センターがある。
- 何を匿名化するかについては、常に個々のケースにおいて保護に値する個人の権利次第であるとフランクフルト（Frankfurt am Main）高等地方裁判所の報道スポークスマンは強調する：「原則としては、少なくとも手続の当事者の明白な氏名／名称は、手続の当事者が誰であるかを導き出すことのできる所在地の詳細と同様に、匿名化される」

米国における仮名化処理について

・ 裁判所、民間を問わず、連邦判例、カリフォルニア州判例とも、多くは仮名処理がされずに公開されているが、一部、仮名化処理がされているものがある。

・ 米国弁護士（ユタ州）へのヒアリング

少なくとも州レベルでは、多くの州で、

- ①一定の種類的事件については判例を公開しない旨のルールがある
- ②未成年者の氏名はプライバシー保護のためにイニシャルにされる
- ③家事事件は非公開とされている

米国における仮名化処理について

- ・ 連邦・カリフォルニア州とも、判例検索サイトで検索すると、当事者の一方の氏名が “Jane Doe” “John Doe” とされている判例が散見され、一定範囲で仮名処理が行われた判例が公開されていることが確認できた。
- ・ 米国の訴訟制度においては、一部の事件について、プライバシー保護・当事者への危害防止その他の目的で、「仮名での手続進行の申立て」(motion to proceed under pseudonym等) を経て、訴訟手続自体を Jane Doe や John Doe 等の仮名を用いて遂行できる制度がある。そのため、仮名で公開されている判例が、判例公開の段階で仮名化処理されたものか、訴訟段階から仮名化処理されていたものかは不明である。

以上